

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営方針として掲げている「健全なる積極進取」の精神に基づき、経営の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくためには、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築が経営の重要な課題であると認識し、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしております。

- (1) 当社は、株主の権利の実質的な確保、及び株主が権利を適切に行使することができる環境の整備、並びに株主の実質的な平等性の確保に取り組む。
- (2) 当社は、主要なステークホルダーであるお客様、地域社会、株主及び従業員と適切に協働する。
- (3) 当社は、経営に関する重要な情報について、主要なステークホルダーに対し、適切に開示する。
- (4) 当社は、取締役会などの各設置機関による業務執行の監督・監査機能の実効性確保に取り組む。
- (5) 当社は、株主との間で長期的な関係を構築するため、建設的な対話を促す体制を整備する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

- ・当社における資本政策においては、公共的役割を担う金融グループとして、経営の健全性維持に留意し、十分な自己資本を維持しつつ、資本効率を意識した成長投資、及び安定的な株主還元を実施することを基本的な方針としております。
- ・資本コストを上回る水準の収益力等の実現に向け、事業毎のリスクや経営資源の配分状況を踏まえた適切な目標利益を設定し、その達成状況に応じて、適切に事業の見直しや経営資源の再配分を実施するための収益管理を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

- ・政策投資株式は、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが当社の資本コストに見合うか否かといった観点から保有の適否を判断し、保有の合理性が認められる場合を除いて新規に保有しない。
- ・保有する政策投資株式の保有合理性について、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが当社の資本コストに見合うか否かといった観点から保有の適否を定期的に検証し、当該株式に保有合理性が認められなくなった場合には縮減する。
- ・当社株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)から当社株式の売却等の意向が示された場合には、取引縮減の示唆など、売却等を妨げる行為は行わない。
- ・政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

(方針に基づく検証内容)

- ・「政策投資株式」とは、純投資以外の目的で保有する株式(みなし保有株式を含む、子会社及び関連会社株式を除く。)です。保有目的に応じて「政策投資目的」、「業務提携・戦略的提携関係等」、「再生支援目的」に分類しており、大半は取引関係の維持・強化を目的とした「政策投資目的」で保有しています。
- ・上場株式にかかる保有合理性の検証は、個別に取引目的、総合取引の採算等から保有合理性を検証します。
- ・規制上維持すべき自己資本比率、および当社の資本コストを勘案した総合取引RORAのハードルレートを設定し、検証を実施します。
- ・政策投資先の総合取引RORAがハードルレートを上回るかといった定量判断のほか、当社の資本コストと簿価配当利回りの比較、採算改善の蓋然性等を加味し、保有の適否を判断します。
- ・2020年3月末基準の検証結果について、個別には約7割の取引先企業がハードルレートを上回っております。残り約3割の先については、採算改善、もしくは売却について交渉します。

(議決権行使基準)

- ・政策投資株式の議決権行使にあたっては、投資先ならびに当社グループの中長期的な企業価値の向上、および株主として不利益を被る可能性などの観点から、各議案(剰余金処分、 取締役の選解任、 監査役等の選解任、 退職慰労金・弔慰金贈呈、 役員報酬の支給・改訂、 買収防衛策導入・継続、 その他)の賛否を判断する。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役の自己取引については、取締役会の承認が必要である旨を「取締役会規則」にて定めております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

- ・当社は、企業年金の積立金の運用に当たっては、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えるため、人事・財務・資金運用・リスク管理各部門の専門性を持つ人員をメンバーとする年金運用会議での議論を踏まえ、財政運営・運用基本方針・資産構成割合を決定しております。
- ・受益者と会社との間における利益相反については、企業年金規約に自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって

資産管理運用契約を締結してはならない旨の明記、個別の投資先選定や議決権行使の各運用機関への一任等により、適正に管理をしております。

運用機関におけるスチュワードシップ活動については、スチュワードシップ責任を果たすための方針や活動結果など、各チェック項目による実効的なモニタリングを定期的に行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社ホームページにてグループビジョンやグループ戦略を記載しておりますので、ご参照ください。

【グループ戦略・ビジョン】 <http://www.ymfg.co.jp/about/strategy.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」中の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照ください。

(4) 取締役会の構成・取締役選任に関する方針・プロセス

・取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、取締役会全体として求められる知識・経験・能力のバランス、及び多様性を確保するとともに、意思決定の迅速性の観点から、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持することとしております。

・この基本的な考え方に基づき、取締役会は当社の事業に精通し、優れた能力と豊富な経験を有する者を社内取締役候補者として指名するほか、取締役会の独立性・客観性を担保するため、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を社外取締役候補者として指名するとともに、取締役会の員数を原則10名以内とすることとしております。

・取締役候補者の指名については、当社及びグループ内銀行の社外取締役のみで構成される指名委員会を設置し、取締役会が定める取締役選任基準を満たす者の中から当該委員会での審議を経て取締役会にて決定することとしており、その妥当性及び決定プロセスの透明性・公正性を確保しております。

経営陣幹部の選解任に関する方針・プロセス

・経営陣幹部の選解任については、取締役会にて選解任に係る基準を定め、その方針・プロセスを明確にしております。

・次期グループCEO・グループCOO・会長・社長は取締役会が定めた候補者の中から特に先見性等に優れた者を選定するものとしております。

・次期グループCEO・グループCOO・会長・社長の選定プロセスについては、取締役会が定める選定基準を満たす者の中から、指名委員会において合理性等を審議した上で取締役会に答申を行い、取締役会において次期グループCEO・グループCOO・会長・社長を決定いたします。なお、指名委員会は必要に応じて、経営者人材の育成に関する重要事項の審議や、経営者人材の育成状況の報告を受けるものとしております。

・現グループCEO・グループCOO・会長・社長の解職プロセスについては、取締役会が定める基準に基づき指名委員長が指名委員会に具申し、指名委員会において現グループCEO・グループCOO・会長・社長に説明を求めたうえで妥当性等を審議し、集約した意見を取締役に答申することとしております。

(5) 取締役候補者の選任理由については、当社ホームページに掲載しております「第15回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考資料に記載しておりますので、ご参照ください。

【第15回定時株主総会招集ご通知】 http://www.ymfg.co.jp/investor/pdf/soukai_15_01.pdf

【補充原則4-1-1】

・取締役会から取締役への権限委任項目については、「取締役会規則」や「決裁権限基準」等を定め、その範囲を明確に定めております。

・なお、当社は2015年6月より監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、監査等委員会設置会社では、取締役会から取締役への権限委任範囲が拡大されております。社内における迅速・果敢な意思決定の観点より、現在、取締役会での決議事項見直しについて検討を行っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

・当社が定める独立性判断基準は以下のとおりです。

< 独立性判断基準 >

当社における社外取締役は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

(1) 当社及びその子会社を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者

(2) 当社及びその子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者

(3) 当社及びその子会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)

(4) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合には業務執行者

(5) 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者

A. 上記(1)～(4)に該当する者

B. 当社及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等

(1) 「多額」の定義: 過去3年間平均で年間1,000万円以上

(2) 「最近」の定義: 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等も含む

(3) 「重要」の定義: 重要な者としては、業務執行者については役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士を指す

(4) 「近親者」の定義: 二親等内の親族

【補充原則4-11-1】

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方や取締役の選任に関する方針・手続き等については、上記「原則3-1-(4)」に基づく開示に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2】

取締役(監査等委員である取締役を含む)の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-3】

当社は、2020年度の実効性に関して、主に「取締役会等の構成」、「取締役会の役割・責務」および「取締役会の審議状況・運営方法」等について各取締役の自己評価に基づくヒアリングを実施し、ヒアリング内容についての意見集約および情報共有を図ったうえで、評価・分析を実施いたしました。

当社では自社のコーポレート・ガバナンスに対してより厳しい目線に立ち、2020年度より過半数以上を社外取締役とし、知識・経験等のバランスや多様性を踏まえた構成としております。その結果、取締役会全体の機能について現状、十分な実効性が確保されていることを確認いたしました。

一方で、この分析・評価の過程において、当社の目指すべき方向性等についての議論を更に深めていくため、特に審議の活性化を図るための体制整備(十分な事前検討時間の確保、討議資料の改善、執行部門との更なるコミュニケーションの促進、データ利活用体制の整備等)について着目しており、来年度以降も取締役会の実効性に関する評価・分析を継続して実施し、本報告書にて開示を行いながら、取締役会機能の更なる充実につなげてまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、及び更新することができるよう、必要に応じて費用を支援し、就任時に加え、就任後も継続的に、必要な機会を提供することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主の皆様との対話

株主の皆様との対話にあたっては、グループCEOやIR担当役員を中心として、合理的な範囲で前向きに対応しております。

(2) 社内部署の有機的な連携のための方策

建設的な対話を促進するため、社内にIR担当部署を設置しております。IR担当部署は、営業部門などの各部門と有機的に連携し、適切な情報開示を行える体制としております。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

年2回の定期的な機関投資家向け説明会のほか、海外機関投資家向けIR活動や個人投資家向け説明会などの活動を実施・検討しております。

(4) 株主の意見・懸念のフィードバックのための方策

株主の皆様との対話の中で把握した意見等につきましては、適宜経営陣へフィードバックしております。

(5) インサイダー情報の管理に関する方策

株主の皆様との対話の中では、重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るため、「情報管理対策基準」等の社内基準を定め、周知徹底を図っております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 17,383,000 | 7.00 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 11,461,400 | 4.61 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) | 6,635,200 | 2.67 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 5,747,876 | 2.31 |
| 株式会社山田事務所 | 5,512,000 | 2.22 |
| 株式会社トクヤマ | 5,165,666 | 2.08 |
| 日本生命保険相互会社 | 4,500,172 | 1.81 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口7) | 4,238,800 | 1.70 |
| 山口フィナンシャルグループ従業員持株会 | 4,180,328 | 1.68 |
| 住友生命保険相互会社 | 4,041,000 | 1.62 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|-------------|--------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |

| | |
|---------------------|---------------|
| 業種 | 銀行業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 10名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 7名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 7名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 国政 道明 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 佃 和夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 永沢 裕美子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 柳川 範之 | 学者 | | | | | | | | | | | |
| 末松 弥奈子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 山本 謙 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 三上 智子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|---|--|
| 国政 道明 | | | 同氏並びに同氏が所長を兼職する法律事務所と当社グループとの間に重要な取引関係はありません。 | 同氏は法律面で卓越した見識を有しており、その専門性を活かした監査意見等の表明を期待しております。また、当社グループとの間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。 |

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 佃 和夫 | | <p>三菱重工業株式会社特別顧問 同氏並びに同氏が社外取締役を兼職する株式会社三菱総合研究所、ファナック株式会社及び株式会社インターネットイニシアティブと当社グループの間に重要な取引関係はありません。同氏が業務執行者であった三菱重工業株式会社と、当社グループとの取引関係については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結経常利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではないと見なされています。</p> | <p>同氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、中立の立場から客観的な監査意見等の表明を期待しております。また当社グループとの間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。</p> |
| 永沢 裕美子 | | <p>フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人 同氏並びに同氏が世話人を兼職する市民グループと当社グループとの間に重要な取引関係はありません。</p> | <p>同氏は、市民グループ「フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)」を設立するなど金融商品に関する豊富な経験を有しており、専門的な見解に加え市民目線からの的確な助言を期待しております。また、当社グループとの間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。</p> |
| 柳川 範之 | | <p>東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 同氏並びに同氏が社外取締役を兼職する三井住友DSアセットマネジメント株式会社、顧問を兼職するSOMPOホールディングス株式会社と当社グループとの間に重要な取引関係はありません。</p> | <p>同氏は金融経済を専門分野として高い見識を有しており、その見識に基づいた的確な助言を期待しております。また、当社グループとの間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。</p> |
| 末松 弥奈子 | | <p>株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長 同氏並びに同氏が兼職する株式会社ニュース・ツー・ユーホールディングス、学校法人神石高原学園及び弥勒の里国際文化学院日本語学校と当社グループとの間に重要な取引関係はありません。同氏が業務執行者であった株式会社ツネインホールディングスと、当社グループとの取引関係については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結経常利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではないと見なされています。</p> | <p>同氏はインターネット関連ビジネスで起業するなどインターネットを通じた事業展開に対して高い見識を有しており、その見識に基づいた的確な助言を期待しております。また、当社グループとの間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。</p> |
| 山本 謙 | | <p>宇部興産株式会社取締役会長 同氏と当社グループとの間に重要な取引関係はありません。また、同氏が業務執行者である宇部興産株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結経常利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではないと見なされています。</p> | <p>同氏は会社経営者として幅広い経験と高い見識を有していること、当社グループとの間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。</p> |
| 三上 智子 | | <p>日本マイクロソフト株式会社執行役員コーポレートソリューション事業本部長 同氏と当社グループとの間に重要な取引関係はありません。また、同氏が業務執行者である日本マイクロソフト株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結経常利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではないと見なされています。</p> | <p>同氏は、ITを活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)推進、特に地方の企業におけるDX推進に携わっており、DXに関する高い見識を有しております。その見識に基づき、当社が進めるお取引先企業様へのDX支援のみならず、当社内におけるDXに対する的確な助言を期待しております。また、当社グループとの間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。</p> |

【監査等委員会】

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

| | |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |
|----------------------------|----|

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の下に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の業務を補助するため、スタッフ(使用人)1名を配置しております。当該スタッフは、監査等委員会室の専属とし、業務執行取締役の指揮命令が及ぶことなく、業務執行部門からの独立性を確保しております。また、当該スタッフの人事異動等についても、事前に監査等委員会と協議し、同意を得て決定しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査体制、監査方針、監査計画、監査実施状況および監査結果等について報告を受けるとともに、定期的(原則毎月1回)に意見交換を実施することにより、緊密な連携態勢を確保しております。

また、監査等委員会は、内部監査部門である監査部と緊密な連携態勢を確保しており、内部監査業務等に関して、取締役監査等委員との協力・協働、取締役監査等委員による指示・承認、取締役監査等委員への報告、取締役監査等委員による監査部長人事への関与について社内規程に定めるとともに、定期的(原則毎月1回)に意見交換を実施するほか、適宜監査部が主催する会議等へ出席しております。

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 社外取締役 |

補足説明

取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

【独立役員関係】

| | |
|--|----|
| 独立役員の数 更新 | 7名 |
|--|----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|-------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入 |
|---------------------------|-------------|

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な当社グループの業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、2017年度より「業績連動賞与」および「業績連動型株式給付信託」を導入しております。なお、当社の監査等委員である取締

役および社外取締役(監査等委員である取締役を含む)については、極端に功利主義的な経営判断を、俯瞰した立場から牽制することが妥当と考えられるため、業績連動型報酬の対象とせず、全て確定金額報酬としております。

1. 業績連動賞与

取締役の業績向上への意欲や士気をより高めるため、当期純利益を基準とした業績連動賞与を2017年度より導入しております。

業績連動報酬枠(業績連動賞与)

山口フィナンシャルグループ

親会社株主に帰属する

| 当期純利益水準(連結) | 報酬枠 |
|----------------|-------|
| ～100億円以下 | 0百万円 |
| 100億円超～160億円以下 | 14百万円 |
| 160億円超～220億円以下 | 24百万円 |
| 220億円超～280億円以下 | 32百万円 |
| 280億円超～340億円以下 | 39百万円 |
| 340億円超～400億円以下 | 47百万円 |
| 400億円超～460億円以下 | 55百万円 |
| 460億円超～ | 61百万円 |

2. 業績連動型株式給付信託

当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社の株式について、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な当社グループの業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年度より業績連動型株式給付信託を導入しております。

(1) 当社の取締役に給付される当社株式等の算定方法

当社の取締役(以下、「取締役」)には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、8万ポイントを上限とします。これは、現在の当社の株価水準、役員報酬の水準、および取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。

給付する株式の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします)を乗じて算出されます(確定ポイント数)。

(2) 当社株式等の給付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に給付を受けることとなります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の2020年度における取締役および取締役監査等委員の年間報酬総額

・取締役(監査等委員、社外取締役を除く)

支給人数7名、支給額151百万円

・取締役監査等委員(社外取締役を除く)

支給人数1名、支給額28百万円

・社外役員

支給人数6名、支給額31百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額(取締役(監査等委員であるものを除く)月額250万円以内、監査等委員である取締役月額500万円以内)を決定しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。

また、当社グループ内銀行の取締役(社外取締役を除く)の報酬につきましては、当社グループ内銀行の株主総会決議により確定金額報酬、業績連動賞与及び業績連動型株式給付信託のそれぞれの報酬総額を決定しております。

加えて、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、グループにおける取締役の報酬に係る事項の審議を行うとともに取締役会へ報告・提言し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

【社外取締役のサポート体制】

・社外取締役(監査等委員である取締役を含む)

社外取締役(監査等委員含む)に対しては、取締役会審議事項について担当部から事前説明を行う場を設けているほか、定期的に執行役員から所管する部門の業務執行状況を行い、意見交換を行う場を設けるなど、情報伝達体制の充実を図っております。また、取締役会の事務局である秘書室や、監査等委員会の事務局である監査等委員会室において、社外取締役(監査等委員含む)の職務遂行のサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|----|-------|------|---------------------------|--------|----|
| | | | | | |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項

- ・当社グループでは当社またはグループ内銀行における社長、頭取または会長経験者をグループ内銀行の特別顧問とする場合があります。
- ・特別顧問の職務は業界団体および財界での活動等並びに審議会委員活動等の公益活動とし、経営・業務執行には一切関与いたしません。
- ・就任期間は1年間とし、1回に限り更新可能としております。
- ・特別顧問就任および報酬額については、グループ内銀行取締役会にて決定し、当社取締役会の承認を得るものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行および監督等

取締役会は、代表取締役を含む取締役10名(うち社外取締役7名)で構成され、当社の経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務の執行を監督します。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めます。

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催し、取締役の職務執行の監査、当社及び当社グループの内部統制システムの構築及び運用状況の監視及び検証、並びに監査報告の作成を行います。また、社外取締役を中心とした監査等委員が取締役会において議決権を行使することを通じて、取締役会に対する監査・監督機能の強化と決議プロセスの透明性・迅速性向上を図っております。

また、経営における重要なテーマにつきましては、内容に応じグループ経営執行会議や各種委員会(グループALM委員会、グループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会、投資案件検討委員会)を設置し、審議を行います。

(2) 内部監査及び監査等委員会監査、会計監査の状況

1. 内部監査

当社の内部監査は、取締役会直轄とすることにより他の業務執行部門から独立性が担保された監査部が、社内の監査を実施し、その結果を取締役会、社長及び監査等委員会へ報告いたします。

2. 監査等委員会監査

監査等委員会は取締役の職務執行の監査、当社及び当社グループの内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、並びに監査報告の作成を行います。

また、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性を検証しております。

3. 会計監査

有限責任あずさ監査法人が担当します。

(3) 指名、報酬決定等

取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

・経営の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け、当社では取締役会の意思決定・監督機能強化と執行部門における意思決定の迅速化を実現できる企業統治システムとして、2015年6月より監査等委員会設置会社を選択しております。

・当社において2017年6月より執行役員制度を導入し、さらに2020年6月より「チーフオフィサー(CxO)制度」を導入し、グループCEOの全体統括のもと、所管分野の責任者としてチーフオフィサーを配置することにより、グループ統合的な経営管理体制を構築し、ガバナンスの強化及び業務執行機能の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2021年6月25日開催の第15期定時株主総会の招集通知につきましては、株主の皆さまに早く招集通知をお届けするため、6月4日に発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第15期定時株主総会は、2021年6月25日に実施しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 第9期定時株主総会開催時より、一般株主の皆さま向け及び機関投資家の皆さま向けの議決権行使電子化を実施しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 第9期定時株主総会開催時より、議決権電子行使プラットフォームへの参加を実施し、機関投資家の皆さまの議決権行使環境向上に向けた取組みを行っております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 第10期定時株主総会開催時より、招集通知(要約)の英文での提供を行っております。 |
| その他 | 株主総会における事業報告等の説明において、ビジュアル化を実施する等、株主の皆さまに対して分かりやすい説明となるよう努めております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けの説明会を定期的で開催しており、投資家の皆さまの声を経営に適切に反映するよう努めております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算および中間決算説明会を定期的で開催し、投資家の皆さま等の声を経営に適切に反映するよう努めております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外投資家の個別訪問を定期的実施しており、投資家の皆さまの声を経営に適切に反映するよう努めております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 山口フィナンシャルグループホームページに資料を公開しております。 (http://www.ymfg.co.jp/)公開資料: 決算短信、ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、有価証券報告書、IRカレンダー、IRプレゼンテーション資料等 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRに関する担当部署を設置し、担当者を配置しております。 | |
| その他 | 投資家の皆さまやアナリストの皆さまへの個別訪問、テレフォンカンファレンス等に積極的に対応しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社のグループビジョンにおいて、お客様の視点～最高のサービスと利便性の提供・株主様の視点～新たな企業価値の創造・地域の視点～広がる地域の未来のために、地域の発展への貢献・従業員の視点～夢あふれる金融グループへの4つの視点でのミッションを定義しております。また、コンプライアンス最上位概念である行動憲章においても、ステークホルダーの声を受け止める努力を通じて、経営の健全性確保や金融サービスの質的向上に向けて、弛まぬ努力を重ねます。こうした考えに則って、総合企画部広報室を設置し、お客様の声をより経営に反映できる体制としております。 |

当社グループでは、地域社会および当社グループの持続・永続的な発展に向け、様々な取り組みを行っております。具体的な活動内容はホームページ・ディスクロージャー誌・IR活動等を通じて公開しております。以下はその活動の一例です。

1. 地域社会のための取組

(1) 地域活性化

PPP / PFI官民連携プラットフォームの立上げ

・山口・広島・北九州の各地域において、地元自治体を主要メンバーとするプラットフォームを立ち上げており、官民対話を柱に案件を創出し、民間主導による活性化を図っております。

「YMキャリア」の設立

・「WORK×LIFE INNOVATION - ミライの働き方で誰もが幸せな社会に - 」というビジョンのもと、2019年7月にYMキャリアを設立、地域企業の抱える経営課題を人材確保の面から支援しています。

「バンカーズファーム」の設立

・農業就業者の高齢化や産地の縮小、耕作放棄地の増加等の社会課題を解決し、持続可能な農業モデルを構築するため、農産物生産等を行う農業法人を2020年4月に当社が中心となって設立しております。

「ワイエムツーリズム」の設立

・地域への誘客の核となる観光拠点づくりを行うことで、新たな地域産業と雇用を創出し地域価値向上を図ることを目的に、2020年6月に当社が中心となって設立しております。

「イネサス」の設立

・地域の中小企業単独では対応が難しい、多くの地元事業者を巻き込んだ地域循環型の福利厚生サービスを構築・提供することで、地元事業者様の雇用安定と地域内経済の循環・活性化に貢献することを目的として2021年1月に設立しております。

(2) 起業家・後継者不在企業支援

アクセラレーションプログラムの実施

・地域からスタートアップ企業が輩出される土壌づくりとして、地域の主力企業、行政機関、大学、金融機関等、地域のメインプレイヤーがアクセラレーターとなり、スタートアップ企業を支援するアクセラレーションプログラム(名称: Unicornプログラム)を実施しております。

「YMFG Searchファンド」の設立

・後継者不在企業の事業承継課題の解決、及び都市部の優秀な若者に「経営者」というキャリアパスを提供する取り組みとして「YMFG Searchファンド」を設立し、サーチャー(優秀な若手経営者候補)に投資を行っております。

(3) 地域産品・資源のブランディング

「地域商社やまぐち」の設立

・山口県と共同構想の下、地元生産者の支援を目的として、ブランディング支援や営業代行・プロモーション支援等を行う地域商社を当社が中心となって設立しております。

「データ・キュービク」の設立

・当社グループが保有する情報を活用し、地域企業の成長促進や、地域内資源の情報発信を効果的に行うことにより、地域経済の活性化に貢献することを目的として2018年6月に設立しております。

2. 環境のための取組

当社およびグループ内銀行は環境省が展開する地球温暖化防止のため、「クールビズ・ウォームビズ」や「全店一斉消灯日」「ノーマイカーデー」などを実施しております。また、再生可能エネルギー事業のPF1へ参画するなど、環境に配慮した経営を実施しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ホームページ・ディスクロージャー誌・IR活動等を通じて、幅広く情報開示を行うこととしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び執行役員を含む全ての役員は、金融グループとしての公共的使命や社会的責任を果たすことが極めて重要な責務であることを共通認識とし、実効性あるコンプライアンスに真摯に取り組み、広く社会からの信頼を確立する。
 - 2) 取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、取締役の職務執行の監督を行う。
 - 3) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するための態勢を整備する。
 - 4) 取締役会は、財務報告等を適正に作成し、財務報告を含めた当社及び当社グループの経営内容等を、適時適切に開示する態勢を整備する。
 - 5) 取締役会は、お客様への説明、相談・苦情への対応や情報管理といったお客様の保護、利便性の向上及びお客様本位の業務運営の実現に向けた態勢を整備する。
 - 6) 取締役会は、金融機関の業務が、テロ資金供与やマネー・ロンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。
 - 7) 取締役会は、中小企業等に対する円滑な金融仲介や経営改善支援などへの適切な対応の実現に向けた態勢を整備する。
 - 8) 取締役及び執行役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する行為について報告を受けた監査等委員会は、報告内容の検証や必要な調査等を行い、取締役及び執行役員の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の取締役会における職務執行に係る情報については、取締役会規則に基づき、取締役会議事録を保存し管理する。その他の職務執行に関する情報についても社内規程に基づき、適切な保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、当社及び当社グループのリスクに対する基本的な方針を明確化するとともにリスク管理の重要性を十分に認識する。
 - 2) 当社は、「リスク管理規程」においてリスク管理に対する基本的な方針を明確化し、金融グループ特有のリスクや当社及び当社グループのリスク管理体制を「グループ経営執行会議」及び「グループリスク管理委員会」をはじめとした経営レベルでの審議を行い、グループ全体で整合的な対応を行う。
 - 3) 当社及び当社グループの業務執行に係る主要なリスクとして「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」及び「風評リスク」他、業務遂行上重大な影響を及ぼすリスクを認識し、リスクに見合った十分な自己資本により、業務の健全性と適切性を確保する。
 - 4) 他の業務部門から独立した監査部門において、当社及び当社グループのリスク管理への取組みが適正になされているかを監査し、改善を促すものとする。
 - 5) 通常リスク管理だけでは対処できないような危機が発生する事態に備え、各種コンティンジェンシープランを制定し、危機管理態勢を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役及び執行役員の職務の執行を監督する取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - 2) チーフオフィサー（CxO）制度を導入し、グループCEOの全体統括のもと、所管分野の最高責任者としてチーフオフィサーを配置する。
 - 3) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われる基礎として、業務執行に係る組織体制、業務分掌、決裁権限態勢、情報伝達態勢を定める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び当社グループはコンプライアンスの徹底を経営の最重要事項と位置付け、コンプライアンス態勢を確保するため、「行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス基準」を制定する。
 - 2) グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の整備・強化やモニタリング等を行う。また、コンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンス態勢を改善・強化し、違反行為の未然防止を徹底するための施策として、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し取締役会の承認を得るとともに、その進捗状況を取締役会へ報告する。
 - 3) コンプライアンス違反による不祥事の防止、リスクの早期発見、企業としての自浄機能の強化向上、コンプライアンス態勢の充実及び社会的信頼の確保のため、内部通報制度である「コンプラ・ホットライン」を設置し、「グループ内部通報基準」、「グループ公益通報者保護基準」に基づきその運用を行う。
 - 4) コンプライアンス態勢の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部署による内部監査を実施する。
- (6) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は経営管理会社として経営管理業務の範囲を定め、グループ内会社の管理・監督を行い、子会社を有するグループ内会社は親会社として、その子会社の管理・監督を行う。グループ内会社の経営管理上及び内部統制上の重要な事項については親会社の取締役会への承認・報告を求め、当社及び当社グループの業務の適正を確保する。
 - 2) 当社及び当社グループの経営方針・戦略目標等を達成するために、組織として機能し、財務の健全性、及び業務の適切性等を確保する態勢として、次の態勢を整備する。
 1. 職制、就業規則、及び決裁権限態勢
 2. コンプライアンス態勢
 3. リスク統制（リスクマネジメント）態勢
 4. 内部監査態勢
 5. 情報伝達態勢
 6. 適時情報開示態勢
 7. その他の業務運営態勢
 - 3) 当社監査部は、子会社等と契約し、業務監査を実施する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の下に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の業務を補助するため、使用人を配置する。
- (8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示に対する実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査等委員会室に配置した使用人は監査等委員会室の専属とし、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の指揮命令が及ぶことなく、業務執行部門からの独立性を確保する。
 - 2) 監査等委員会室に配置した使用人の人事異動等については、事前に監査等委員会で協議し、同意を得て決定する。

- (9) 当社及び当社グループの取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査役、監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社並びに当社グループの取締役、監査役等、執行役員及び使用人は、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、当社の監査等委員会へ報告を行う。
 - 2) 当社及び当社グループの取締役、監査役等、執行役員及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合、これに協力しなければならない。
 - 3) 当社及び当社グループは、前記に定める報告を行ったことを理由として、報告者に対するいかなる不利益な取扱いも行わない。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、当社グループの監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門等と連携し、取締役会他、各種委員会への出席、議事録閲覧、社内各部・当社グループへの往査等を通じて、監査等委員会の監査の実効性確保に努める。
また、監査等委員会は代表取締役と定期的な意見交換を行い、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備等について相互認識を深める。
 - 2) 監査等委員会は、内部監査業務等に関して、監査等委員との協力・協働、監査等委員による指示・承認、監査等委員への報告及び監査等委員による監査部長人事への関与について社内規程に定めるとともに、定期的に意見交換を実施するなど、内部監査部門と緊密な連携態勢を確保する。
 - 3) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の請求については、その効率性及び適正性に留意したうえで、適切に処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との取引排除に係る基本的な考え方
当社グループでは、反社会的勢力との一切の関係を遮断することは、金融グループとしての社会的責任と公共的使命であり、業務の適切性及び健全性を確保するために不可欠であることを十分認識し、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、ホームページに掲載しています。
また、グループのコンプライアンスの最上位概念である「行動憲章」に、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を明示するとともに、「内部統制システムの構築に関する基本方針」において、取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するための態勢を整備することを掲げています。
2. 反社会的勢力との取引排除に係る態勢整備について
当社グループでは、当社のコンプライアンス統括部署が傘下グループ会社と連携し、当社グループ全体の反社会的勢力対応を統括しています。また、各社のコンプライアンス統括部署は、各部署に配置しているコンプライアンス責任者・担当者と連携して、反社会的勢力に係る情報収集・管理対応・報告態勢の強化を図っております。
当社のグループ銀行等においては、反社会的勢力との関係を遮断するために、融資取引に係る銀行取引約定書等や普通預金規定等の取引約款に、暴力団排除条項を導入するとともに、新規取引時の事前確認を徹底し、反社会的勢力に該当する場合は取引を謝絶しています。既存の取引が反社会的勢力との取引と判明した場合は、その取引の解消または圧縮に努めています。また、警察・暴力団追放運動推進センター等との連携により、グループ会社で反社会的勢力に係る情報収集に努め、各社コンプライアンス統括部署においては、各部署からの報告をもとに当該情報の一元管理を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

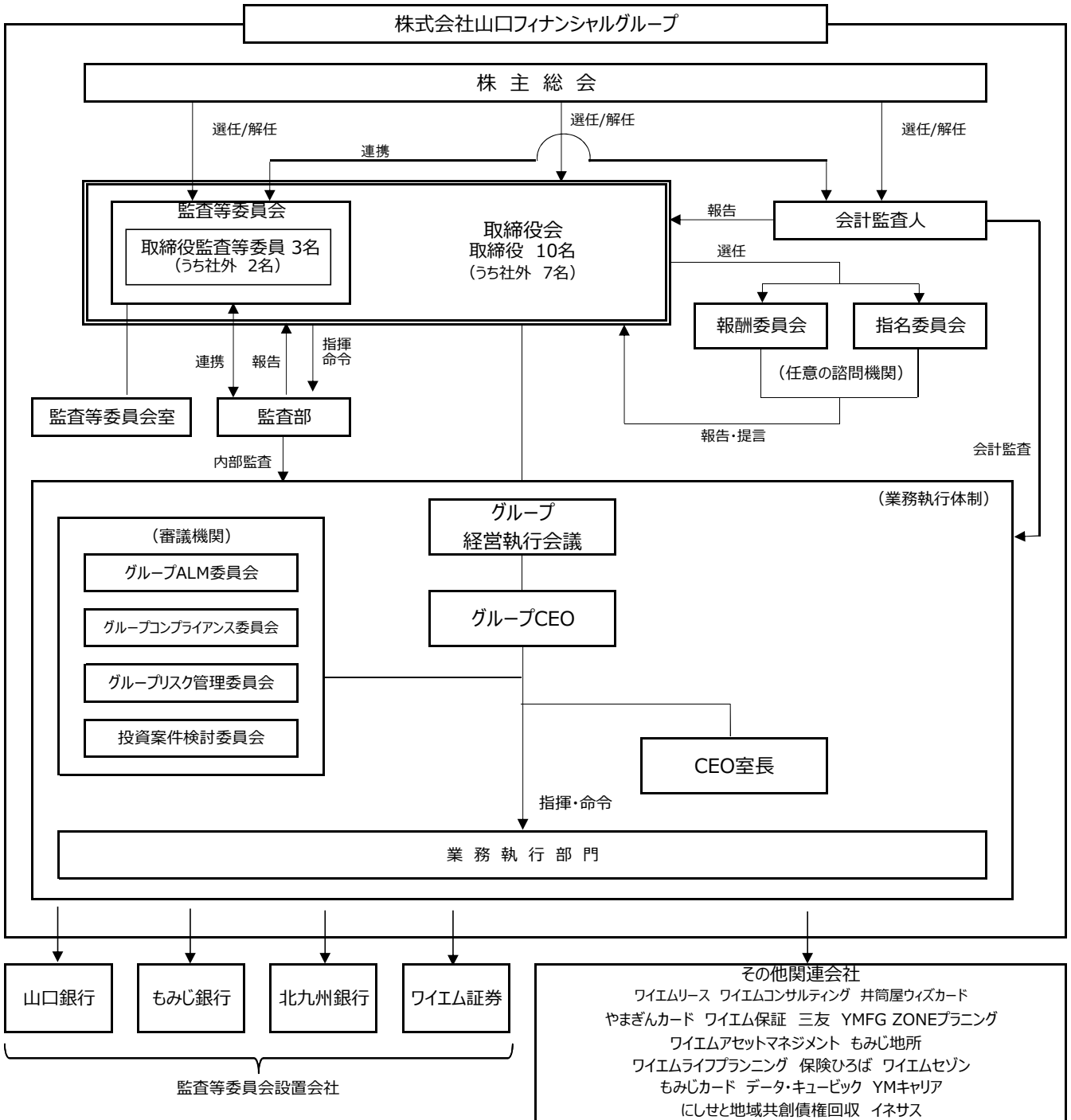
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(コーポレート・ガバナンス体制図)



(適時情報開示体制図)

